# 充電式電池等、使用済みスプレー缶の分け方・出し方

## 令和7年8月1日から、ごみの出し方が以下のとおり変わります。

○ボタン電池・コイン電池、充電式電池は、金属端子部分をテープで絶縁処理してください。
○スプレー缶は使い切ってから、穴をあけずに出してください。
○「充電式電池等」、「スプレー缶・カセットボンベ」、「その他のもやせないごみ」はそれぞれ袋を分けて出してください。
※ごみの安全な排出・収集・運搬・処分と資源化の推進のため、正しいごみの分別にご協力ください。

## ①充電式電池等の出し方が変わります

**今までは・・・**

ほかのもやせないごみと一緒に認定ごみ袋に入れる。

**これからは・・・**

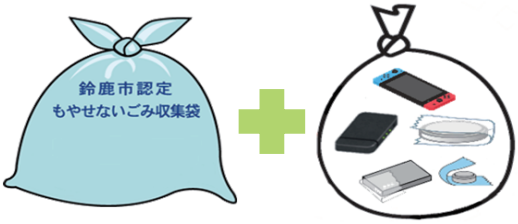


ほかのもやせないごみとは別の無色透明の（中身の見える）袋に入れる。

金属端子部分はテープで絶縁処理してください。

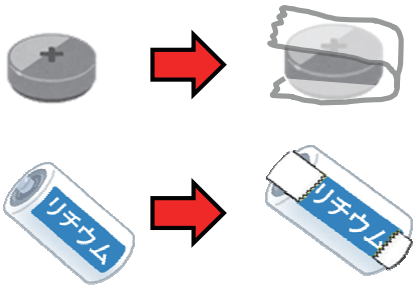


## 充電式電池等の対象となるもの一覧

●ボタン電池・コイン電池

●充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）

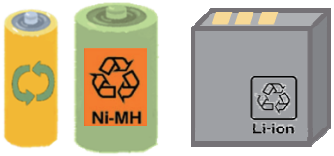


例えば・・・
・デジタルカメラ　・ビデオカメラ
・電動アシスト自転車
・電動ドリル　　などの
バッテリーに使われています。

※リサイクルマークのある充電式電池やボタン電池は、できる限り店頭回収をご利用ください。
充電式電池の詳細については、一般社団法人JBRC（https://www.jbrc.com）、
ボタン電池については、一般社団法人電池工業会（https://www.baj.or.jp）のウェブサイトをご覧ください。

●充電式電池が取り外せないもの　（※下記は一例です。）

電子たばこ
加熱式たばこ

電気
かみそり

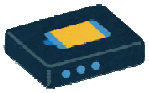

モバイル
バッテリー

電動歯ブラシ

ハンディ
扇風機

ワイヤレス
イヤホン

携帯ゲーム機

携帯音楽
プレーヤー

スマートフォン
携帯電話
タブレット端末

電子辞書
電子手帳

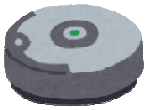

ロボット掃除機

※無理に分解せず、そのまま出してください。

お問い合わせ：廃棄物対策課　TEL：059-382-7609　FAX：059-382-2214

裏面もあります。

## 以下のものは、「充電式電池等」には含まれません。

●充電式電池を使用していないもの
（乾電池式、コンセント式等）

もやせないごみ
（コードは50cmくらいに切って、
もやせないごみ
乾電池は有害ごみ）

●乾電池

有害ごみ

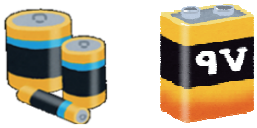


## ②使用済みスプレー缶・カセットボンベの出し方が変わります

今までは・・・

使い切ってから、穴をあけて
出す。

これからは・・・

中身は必ず使い切り、穴はあけずに出して
ください。

※無色透明の（中身の見える）袋に入れて
出してください。
※ほかの「もやせないごみ」や「充電式電池等」とは
袋を分けてください。

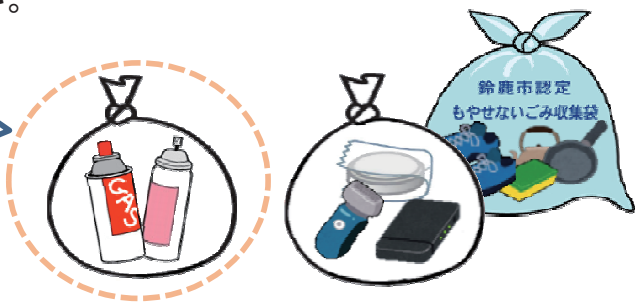


※穴あけが不要になることから、鈴鹿市からの穴あけ器の配布は終了します。
※穴があいている場合でも、今までどおり無色透明の（中身の見える）袋に入れていただければ収集します。

### 充電式電池等、使用済みスプレー缶のQ&A

Q:**なぜ分け方や出し方を変更するの？**

A: ごみ収集車や廃棄物処理施設等で、リチウム蓄電池等の充電式電池及びその使用製品に衝撃が加わった際、発火してしまう事故が全国で多発しています。
また、使用済みスプレー缶についても、穴あけによる火災や爆発事故の恐れがあるためです。

Q: **分別した「充電式電池等」はどうなるの？**

A: 一部の品目は家電リサイクル事業者にて再資源化しています。それ以外のものも、民間処理施設に運ばれ、無害化・再生処理されます。

表面もあります。

お問い合わせ：廃棄物対策課　TEL：059-382-7609　FAX：059-382-2214